

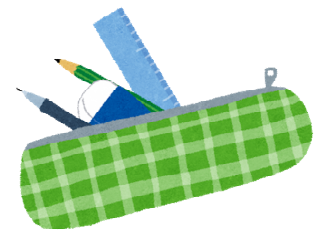
高知県内にお住まいの高校生等の保護者のみなさまへ

(被災により就労困難となった場合等、家計が急変した世帯対象)

令和2年度より、家計が急変した世帯も高校生等奨学給付金の支給対象となりました！

高知県では、全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費への支援として返還不要の高校生等奨学給付金を支給しています。

被災により就労困難となった場合等で、保護者等の収入が減少する等の家計急変により非課税世帯に相当すると認められる世帯についても給付金の支給対象となります。



Q1：どんな人が給付を受けられますか？

家計急変により収入が減少し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯の方

※4人世帯の場合、給与収入（総収入）で2,716,000円未満が目安となります。

目安となる収入は世帯の人数により異なりますので、詳細はこの資料の裏面をご確認ください。

※生活保護における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯は対象外です。通常の奨学給付金を申請してください。

※保護者の方が高知県外にお住まいの場合、その都道府県の制度が適用されます。

Q2：給付額はいくらですか？

世帯構成や学校の区分・課程に応じて支給します。7月1日までに家計が急変した世帯の場合、10,100円から152,000円までとなります。(年額を一括で申請者の口座に支給します。)

※7月2日以降に家計が急変した方については、月数に応じて別途算定します。

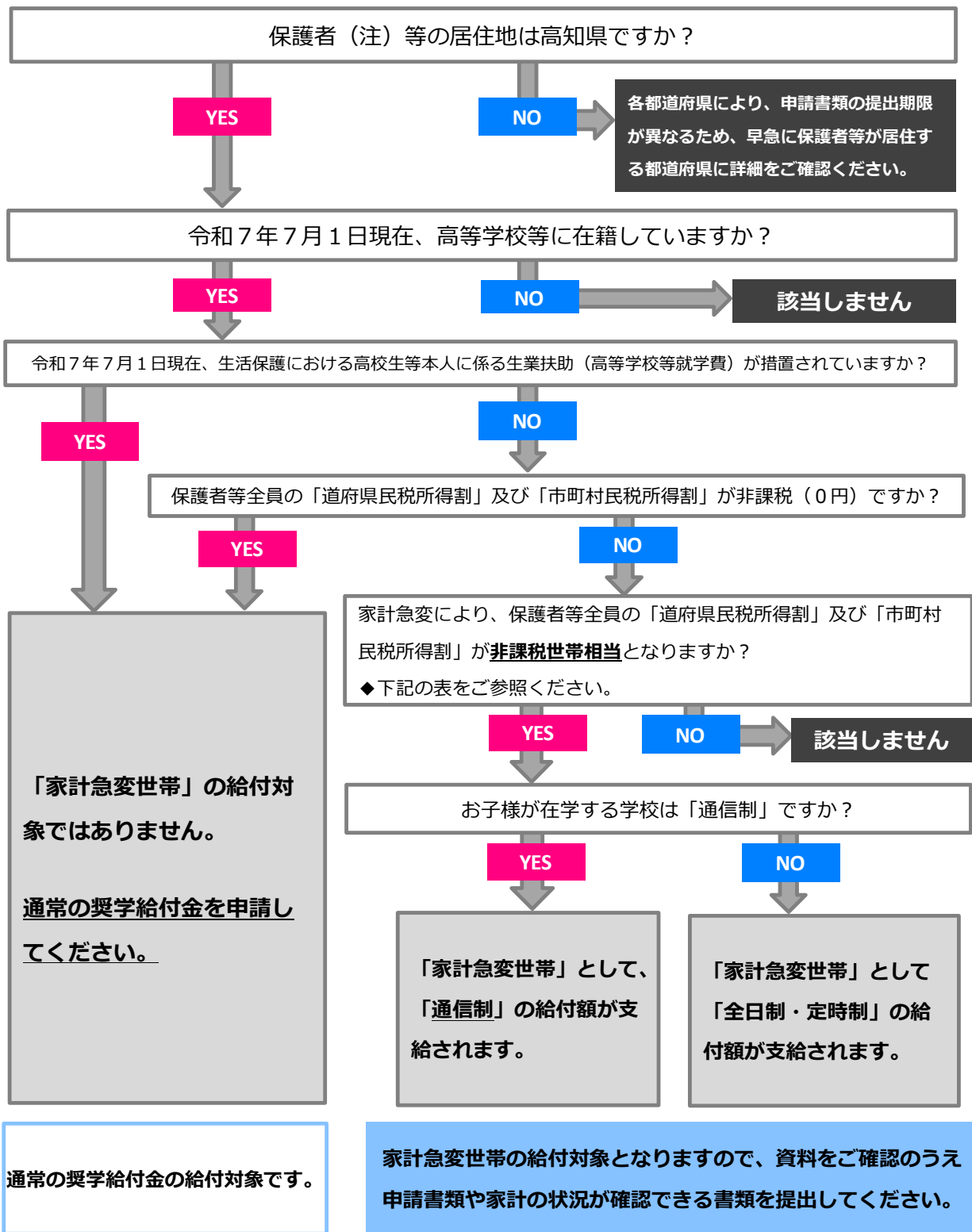
Q3：申請の方法は？

「令和7年度高知県高校生等奨学給付金申請のご案内（家計急変世帯対象）」をご確認のうえ、「高知県高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書」・「別紙 家計急変に関する届出」をご記入ください。

その他、家計急変について確認できる書類や振込口座について確認できる書類を揃えて生徒が在学する学校に（県外の学校の場合は高知県に直接）提出してください。

令和7年度分の給付対象となる最終期限：令和8年2月13日（金）

高校生等奨学給付金（家計急変） 対象確認シート



◆「所得割が非課税である世帯」に相当する年収見込

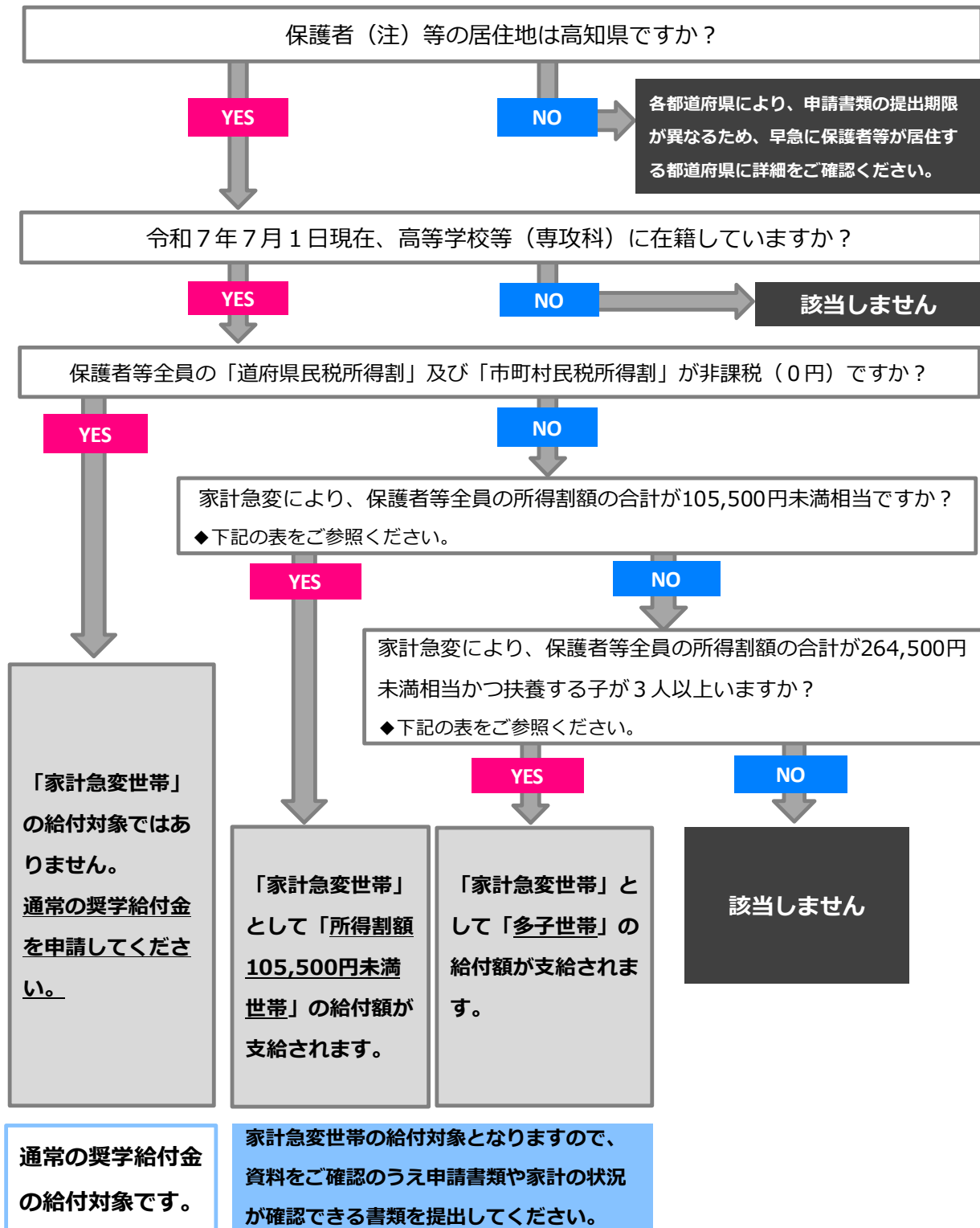
世帯の人数	2人世帯 ※	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込	1,704,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満	3,216,000円未満	3,704,000円未満

※寡婦（寡夫）世帯の場合、非課税相当となる年収見込は**2,044,000円未満**となります。

- 給与所得者の場合は総収入、自営業等の場合は営業所得をいいます。（家計急変後1年間）
- 給与明細等をもとに算定する場合、「家計急変後3か月の平均給与月額×12月」で年収見込を推計します。

【専攻科】

高校生等奨学給付金（家計急変） 対象確認シート



◆対象となる年収見込

対象世帯	非課税世帯	所得割額105,500円未満世帯	多子世帯 （所得割額264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯）
家計急変後の保護者等の年収目安	約270万円未満	約270～380万円	約380～600万円
給付額	（公立）50,500円 （私立）52,100円	（公立）10,100円 （私立）10,420円	（公立）10,100円 （私立）10,420円

- 給与所得者の場合は総収入、自営業等の場合は営業所得をいいます。（家計急変後1年間）
- 給与明細等をもとに算定する場合、「家計急変後3か月の平均給与月額×12月」で年収見込を推計します。

令和7年度高知県高校生等奨学給付金申請のご案内（家計急変世帯対象）

1 対象となる方

基準日（※）において、次の**全ての要件**に該当する方が対象となります。

※令和7年7月1日現在。7月2日以降に家計急変した場合は、申請のあった翌月（申請日が月の初日の場合はその月）の1日現在。

- (1) 高校生等の保護者等で、高知県内に住所を有していること

※保護者等が県外にお住まいの場合、その都道府県にお問い合わせください。

(2) 次のいずれかに該当すること

ア 高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者である方

イ 高校生等が高等学校等学び直し支援金の対象となる方

ウ 高校生等が高等学校等専攻科修学支援金の対象となる方

※特別支援学校高等部の生徒や児童福祉法による児童入所施設措置費の支弁対象となる生徒を除く

(3) 家計急変により収入が減少し、保護者等の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯であること

※生活保護における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯は対象外となりますので、通常の「高知県高校生等奨学給付金」の申請を行ってください。

※家計急変によらない離職（定年退職や正当な理由のない自己都合退職等）は本制度の給付対象外となります。

2 給付額について（生徒一人あたり年額）

	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
非課税世帯	143,700 円	152,000 円	50,500 円	52,100 円	50,500 円	52,100 円
所得割額 105,500 円未満世帯					10,100 円	10,420 円
多子世帯 (所得割額 264,500 円未満かつ 扶養する子が3人以上いる世帯)					10,100 円	10,420 円

※7月2日以降に家計急変した場合、申請を受け付けた翌月（申請日が月の初日の場合はその月）以降の月数に応じて算定します。

(例) 全日制（国公立）非課税世帯で、10月に家計が急変して11月1日までに申請を行った場合

$$143,700 \text{ 円} \times \frac{11 \text{ 月} \sim 3 \text{ 月}}{12 \text{ 月}} = 59,875 \text{ 円}$$
 が給付されます。

3 県への申請期限について

令和7年7月1日までに家計が急変した方：**第1回目：令和7年8月15日（金）** 〈消印有効〉

第2回目：令和7年11月14日（金） 〈消印有効〉

令和7年7月2日以降に家計が急変した方：**随時申請を受け付けます。（※）**

※ただし、令和8年2月13日（金）までに申請があったものについて、今年度分の給付対象とします。
高知県内の高等学校等に在学する場合、学校の指定する締切までに各学校に提出してください。

4 認定結果のお知らせや支給について

第1回目期限（8月15日）までに申請のあった方：令和7年10月下旬を予定

第2回目期限（11月14日）までに申請のあった方：令和7年12月下旬を予定

※認定結果のお知らせは、申請者に対して書面で行います。

※7月2日以降に家計が急変して申請を行った方については、審査が完了したものから順次支給する予定です。

5 書類の提出先について

- 高知県内の高等学校等に在学する場合：申請書類は各学校まで提出してください。
- 高知県外の高等学校等に在学する場合：申請書類は高知県に直接提出してください。

6 提出が必要な書類について

（1）高知県高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書

- ・黒のボールペンではっきりと記入してください。（消せるボールペンは使用しないこと）

（2）住民票

- ・保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、
 - ・「続柄」、「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること
 - ・個人番号（マイナンバー）が記載されていないこと
- ・発行日が申請日から3か月前までのもの

（3）別紙 家計急変に関する届出

（4）保護者等全員の家計急変の発生事由を証明する書類

（離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等）

（5）保護者等全員の家計急変前後の収入を証明する書類

（課税証明書（家計急変前）（扶養親族の記載が省略されていないもの）、会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類（家計急変後） 等）

（6）扶養誓約書（別記第3号様式）

- ・申請者が主たる生計維持者（生徒が在学中に成人した場合で、18歳となる日の前日において親権者であった者を除く）、または生徒本人である場合

（7）在学証明書（別記第2号様式）

- ・在籍する高等学校等に証明してもらってください。

（8）振込口座の分かるもの（預金通帳の写しなど）

- ・申請書に記載した、申請者本人名義の口座情報の分かるものであること
- ・金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字表記・カナ表記のいずれも必要）が確認できるように、A4サイズ用紙にコピー等してください。

7 その他注意事項

- ・場合によっては書類の追加提出をお願いすることがあります。
- ・申請を行った後に収入見込額の増加を伴う変更があった場合、直ちに申し出をお願いします。
- ・提出された書類については返却されませんのでご了承ください。

8 お問い合わせ先

国公立の高等学校等	高知県教育委員会事務局	高等学校課	☎ 088-821-4851
私立の高等学校等	高知県文化生活部	私学・大学支援課	☎ 088-821-4690